

医療費助成制度をご存知ですか？

保険診療の自己負担分を町が助成します。年齢や世帯の住民税課税状況によって一部負担金があります。

【子ども医療費】

- ・入院にかかる医療費
0歳～18歳の年度末まで：無料
- ・通院にかかる医療費
0歳～小学校卒業まで：初診時一部負担金のみ負担

【重度心身障がい者・ひとり親家庭等医療費】

- 住民税課税世帯：医療費の一部を負担
- 住民税非課税世帯：初診時一部負担金のみ負担
- ※18歳の年度末までの入院および小学校卒業までの通院は、子ども医療費と同様の助成が受けられます。

制度種別	対象者	手続きに必要なもの
子ども医療費	①入院は、18歳の年度末まで全額を助成。保険外は対象外 ②通院は、小学校卒業まで初診時一部負担金のみ自己負担	・印鑑（スタンプ印除く） ・対象児童の健康保険証
重度心身障がい者医療費	①身体障害者手帳1・2級の方、3級の内部障がいの方 ②療育手帳A判定の方、または重度の知的障がいと診断された方 ③精神障害者保健福祉手帳1級の方（入院にかかる医療費は対象外）	・印鑑（スタンプ印除く） ・対象者の健康保険証 ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
ひとり親家庭等医療費	①ひとり親家庭で父か母に扶養または監護されている児童とその親 ②両親の死亡・行方不明などの理由により、両親以外の方に扶養されている児童 ※①②のいずれかに該当する18歳までの子ども（18歳になる年度の末日まで有効。大学進学等により父か母の扶養を継続される方は、申請により20歳の誕生日の前日が属する月の末日まで受給可。） ※児童は入院と通院、その親は入院のみ助成対象	・印鑑（スタンプ印除く） ・対象者全員の健康保険証 ・児童扶養手当証書または戸籍謄本（離婚日等が分かるもの） ・子どもが大学などに進学されている場合は在学証明書

■令和4年1月1日時点で当別町に住民登録のない方は、最新の「所得・課税証明書」または地方税関係情報取得に関する同意書が必要です。

■受給者証をお持ちの方で、次の場合は必ず届け出てください。

- ①健康保険証が変更になったとき
- ②住所が変わったとき
- ③死亡したとき
- ④婚姻（事実婚含む）・離婚したとき

▼問合せ

子ども・ひとり親家庭等医療費助成について
保健福祉課福祉係

（ゆとろ内・☎23-3019）

重度心身障がい者医療費について

介護課障がい支援係

（ゆとろ内・☎25-2665）

広 告

広 告

高齢者肺炎球菌予防接種 ～接種はお済みですか？～

肺炎を起こす原因として最も多いのが「肺炎球菌」です。肺炎は、高齢になると重症化しやすく命に関わることもあります。予防接種で発症や重症化を予防しましょう。該当する年齢の方が定期接種の対象となるのは今年度限りです。感染症の流行状況に合わせて予防接種の時期をご検討ください。

※新型コロナウイルス感染症に対する予防接種ではありません。

▼対象者 **これまで一度も肺炎球菌予防接種を受けたことのない方のうち、下記①～②に該当する方。**

①翌年3月31日までに65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の誕生日を迎えられる方。

②60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器に重い障がいのある方、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に身体障がい者手帳1級程度の障がいがある方。

▼接種期限 **令和5年3月31日（金）**

※誕生日前でも接種可能

▼接種回数 1回

▼料金 2,500円（生活保護世帯の方は無料）

▼実施医療機関等

- ・健康ひろば・実施医療機関（p.28）に掲載しています。事前に医療機関へ予約が必要です。
- ・入院または入所中など、町外の医療機関で接種を希望する方は、事前にご連絡ください。

▼問合せ 保健福祉課健康推進係
（ゆとろ内・☎23-4044）

人材育成基金活用推進事業の 追加申請を受け付けます

町では、活力と魅力に満ちたまちづくりを推進する人材を育成するため、自らが考え、自ら行う地域づくり事業に対して、補助金を交付しています。

▼補助対象者

当別町に1年以上在住または勤務している方や、これらの方で構成する団体。

▼補助対象事業

令和4年度中に実施する次のようなもの。

- ①自己形成のための教育・文化・産業等における調査研修事業（国内3日以上、国外5日以上）
- ②スポーツや文化・経済活動による交流事業（国内3日以上、国外5日以上）
- ③地域の活性化や文化・教養を高めるための講演会の事業で、効果が地域住民に還元されるもの

▼補助率等

- ①、②…補助対象経費の3分の2以内（個人…国内10万円、国外50万円まで、団体：50万円まで）
- ③…補助対象経費の2分の1以内 50万円まで

▼申請方法 セールス戦略課で配布する申請書等を、事業開始の1カ月前までに提出してください。申請書等は町ホームページからもダウンロードできます。

▼申請期限 9月30日（金）必着

▼審査・内定

申請書類をもとに審査し、10月中に内定する予定。

▼提出先・問合せ

セールス戦略課ふるさとプロモーション係
（☎23-3042/E-mail:shinko@town.tobetsu.hokkaido.jp）

広 告

広 告

保健推進委員を紹介します

町では、こころも体も元気で暮らせるまちづくりのために、町内会長の推薦により、保健推進員を任命しています。保健推進員は、健診の案内や健康福祉出前講座の開催など、町内会と連携しながら地域の皆さんの健康づくりの推進のために活動しています。

任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日

町内会	氏名	町内会	氏名
幸町	越智 早苗	樺戸町	前田 芳子
弥生	池田 圭吾	東裏	大江 正人
旭町	中多 美幸	蕨岱町	古川 千秋
万代町	小林 万世	対雁	白井 英子
白樺町	濱尾 守	川下右岸	増間 真理子
北栄町	吉尾 恵子	川下左岸	小坂 由佳
未広	加藤 英子	太美北	佐々木 常子
美里	小山内富美恵	太美寿	館林 弘美
錦町	吉田 芳博	太美中央	玉谷 百合
西町	山田 真弓	太美東	山田 恵美
元町	佐々木裕美子	太美西	大森 嘉彦
緑町	後藤田 系子	太美南	川村 美智代
東町	宮本 美代子	当別太	秋吉 稔之
春日町	佐藤 有希子	太美スター ライト	澤山 早恵里
栄町	三上 富弘	ビトエ	青柳 文吉
下川町	高原 明美	高岡	鈴木 かおり
六軒町	松本 めぐみ	獅子内	新上 美枝子
弁華別・青山	中川 真由美	スウェーデン ヒルズ	大高 純子
みどり野	荒木 典子	上当別	中出 すみ子
茂平沢	上村 千奈津	若葉	高田 一枝
中小屋	加藤 祐美子		
金沢	隅田 陽子		

▼問合せ 保健福祉課健康推進係
(ゆとろ内・☎23-4044)

広 告

後期高齢者医療 保険料と被保険者証等の更新

令和4年度の保険料は7月中旬に個別にお知らせします

≪保険料の計算方法≫

均等割 [1人当たりの額] + 所得割 【本人の所得に応じた額】
51,892円 (令和3年中の所得-最大43万円) × 10.98%

1年間の保険料 = 【限度額66万円】 (100円未満切り捨て)
■年度の途中で加入した時は、加入した月からの月割で計算します。

※所得とは、前年の収入から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

保険証と認定証が新しくなります

現在ご使用の「保険証(後期高齢者医療被保険者証)」「認定証(限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証)」は、有効期限が7月31日(日)までのため、8月以降は使用できなくなりますので、7月下旬に新しい保険証等を郵送します。なお、認定証は、引き続き交付対象に該当する方にのみ郵送します。新しい保険証は「黄色」、認定証は「水色」です。※10月に予定されている窓口負担割合の見直しに伴い、新しい保険証の有効期限は9月30日(金)までです。10月以降に使用する保険証は9月下旬に改めて郵送します。

▼問合せ 住民課国保・後期高齢者医療係 (☎23-2467)

広 告